

ヤマザキ動物看護大学及びヤマザキ動物看護大学大学院における 障害学生支援に関する指針

令和7年4月1日施行

I 基本理念

ヤマザキ動物看護大学（ヤマザキ動物看護大学大学院を含む、以下「本学」という。）は、本学の「建学の精神」及び「障害者基本法」の基本理念に基づき、障害の有無によって分け隔てることなく修学することができる環境を提供し、個性を生かして主体的に学ぶことができるように、必要かつ適切な支援と合理的配慮を行う。

II 定義

① 障害のある学生

対象とする「障害のある学生」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む、以下「障害」と総称する。）がある学生であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

② 合理的配慮

「合理的配慮」とは、障害のある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、本学が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、その状況に応じて、本学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ本学の体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

III 基本方針

本学の障害学生支援に関する基本方針は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）（令和6年1月17日付け5文科初第1788号）」等の規定及び通知等に基づき、次のとおり定める。

① 機会の確保

本学に在籍する障害のある学生及び本学に入学を希望する障害のある受験生が、障害のない学生及び受験生と同等の修学及び受験ができるよう機会の確保に努める。

② 支援体制

支援については、入学前あるいは入学後、支援を要望する学生とその保護者・保証人、学生委員会が、要望及び大学ができる支援について話し合いを行い、その結果を必要な範囲で共有し、支援体制を構築していく。特に受講科目や授業内容によって何らかの支援や配慮が必要な場合は、科目担当者に連絡し、協働して障害のある学生の学修・教育環境の整備を図っていく。

③ 支援方法

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価等、教育の質の維持を保証するため、過重な負担にならない範囲において、在学生及び受験生本人の要望に基づいた調整を行い、必要かつ適切な支援を提供する。

④ 相談窓口

障害のある学生本人及び受験生が、正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等を受けた場合において、その苦情、相談に応じるための窓口を下記のとおり指定する。

- (1) 大学事務局教務・学生課
- (2) 大学事務局入試広報部入試課
- (3) ハラスメント相談員

⑤ 施設・設備

障害のある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、施設設備のバリアフリー化とユニバーサルデザインを考慮した環境整備を推進する。

⑥ 秘密保持

相談を受けた者は、本学園の個人情報保護方針に則り、相談上知り得た個人情報の守秘義務を負うものとする。

IV 指針の改廃

この指針の改正及び廃止は、研究科委員会及び教授会の意見を聴いて、学長が行う。

V 附 則

この指針は、令和7年4月1日から制定施行する。